

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的としております。

第二に、愛玩動物の範囲を、獣医師法第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物とすることとしております。

第三に、愛玩動物看護師が行う業務として、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助、愛玩動物の世話その他の看護及び愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援を規定しております。

第四に、愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならないこととしております。

第五に、農林水産大臣及び環境大臣は、登録機関及び試験機関を指定することができることとしております。

第六に、愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができることとしております。

第七に、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこととしております。

なお、この法律は、指定試験機関等に係る一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 那谷屋正義君 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢由佳君 おはようございます。立憲民主党・民友会・希望の会の宮沢由佳です。

愛玩動物看護師法案について質問いたします。初めに、御提出者の先生方、本日はありがとうございます。先生方の御尽力に深く敬意を表します。幾つか質問させていただきまので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本法律案提出に当たった背景について、何点が確認させていただきたいと思っております。提出理由の近時の愛玩動物をめぐる状況に関連して、三点提出者に伺いたいと思っております。

なぜ愛玩動物看護師の国家資格が必要なのか、なぜ今までの民間資格ではいけないのか、また、なぜ愛玩動物だけなのか、この点も併せてお聞きしたいと思っております。さらに、愛玩動物看護師を含むチーム獣医療の重要性についてお願いいたします。

○衆議院議員(生方幸夫君) おはようございま

す。宮沢委員にお答えをいたします。

まず、なぜ今国家試験なのかということですが、動物医療の高度化というのが挙げられるというふうに思います。

私が前に訪ねたことがある中国地方の動物病院では、CTやMRIとか手術台とか、本当に人間の医療と同様な設備が整えられ、極めて高度な医療が実施をされておりました。この背景には、愛玩動物の数が増えると同時に、動物を家族の一員として大事にする文化が育ってきたという背景があるというふうに考えております。

高度な医療を実施するためには、人間の医療と同様に専門の助手が必要で、チーム医療体制の整備が欠かせません。そのためには、しっかりとした教育を受け、国家資格を取得した看護師の育成が重要になると考えます。

動物看護師については、民間主体の取組として、資格の統一化や共通の教育カリキュラムの整備等が進められてまいりました。しかしながら、民間の統一資格である認定動物看護師の技術的水

準の確保や、専門職としてその業務を果たすことができる環境の整備が喫緊の課題となっております。

今回、国家試験が導入され、新たに愛玩動物看護師が誕生することになります。統一した国家資格が導入されることによって、動物看護師の社会的地位が上がり、技術の向上が期待されます。また、動物好きの若い人たちの中に、新たに動物看護師になりたいという人間が増え、動物医療の向上が期待されるとともに、動物の福祉にも寄与するものと考えております。

○宮沢由佳君 愛玩動物だけなのかという点についてもお願いいたします。

○衆議院議員(生方幸夫君) お答えいたします。

動物愛護管理法において、動物の飼い主に対しては終生飼養の努力義務が課せられております。愛玩動物に対する獣医療の需要は高いものと承知をしております。また、愛玩動物の飼い主は飼養している愛玩動物の看護等について必ずしも十分な知識、経験等を有しているとは限らないため、飼い主等に対する助言その他の支援について専門的知識を有する愛玩動物看護師の資格の制定が必要となっております。

これに対して、産業動物については畜産業者等が産業動物等の飼育に関して一定の知識、経験等を有していることが多いと考えられ、産業動物等の看護師についての具体的な要望は現時点では上がっていないものと承知をいたしております。特定動物や実験動物についても現段階では要望がないものと承知をいたしております。

このようなことから、愛玩動物看護師の業務の対象は愛玩動物に限ることいたしました。なお、将来的に産業動物や実験動物の現場において需要が出てくれば検討することになると考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。
チーム獣医療の重要性についてもお願いしま

す。
○衆議院議員(生方幸夫君) 獣医療が高度化、多

様化するとともに、獣医療に対する社会的要請が高まっております。このような要請に応えるためには、人の医療と同様に、獣医師と愛玩動物看護師とが診療の現場において各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有して獣医療を提供するチーム獣医療の体制を構築し、獣医療の質の向上を図っていくことが求められております。

法案では、こうしたチーム獣医療の重要性を踏まえ、四十一条において、愛玩動物看護師は、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めるべき旨を規定をいたしております。

○宮沢由佳君 御丁寧な答弁ありがとうございます。今の答弁で趣旨がよく分かりました。では、政府にお尋ねします。

本法律案の目的の一つに愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上が挙げられていますが、これに関して政府の認識はいかがでしょうか。

○国務大臣(原田義昭君) 今、この立法趣旨が話しになったところでありますけれども、今や多くの家庭におきまして愛玩動物はもはや家族の一員だと、かけがえのない存在だとなつて、そのために、愛玩動物に関する十分な知識や技能を有する専門家である愛玩動物看護師の活躍は適正飼養の推進等を図る上で非常に重要になるのではないかと、こう認識しているところであります。これらの方々には、動物病院、ペットショップ、教育機関など、様々な場所で活躍されることを期待しているところであります。

環境省としても、農林水産省と連携しながら、大学等での履修科目の検討や指定機関等の指定など必要な準備を進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。今月十二日に成立しましたいわゆる動物愛護管理法には、マイクロチップの装着義務や動物取扱責任者の要件の厳格化など、愛玩動物看護師の業務に深く関わる規定がございます。同法との必要な連携も図ってまいりたいと思っております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。引き続き行政は愛玩動物看護師の国家資格化に当たって国

民や関係者のニーズをしっかりと把握していったほしいと思います。

次に、法案の中身に関して提出者にお伺いいたします。

現在の愛玩動物看護師の需要はようになっていくのでしょうか。具体的な数字を教えてください。求人もかなり多いと伺いましたが、国家資格化によって愛玩動物看護師の待遇面などはどのように変わると考えられますでしょうか。また、国家資格を保有しない方々への配慮はどうなっていますか。

○衆議院議員(生方幸夫君) お答えいたします。

我が国の犬及び猫の飼育頭数は現在約二千万頭と推計されており、家族の一員としてかけがえのない存在となっていると言われております。また、動物愛護管理法において、動物の飼い主に對しては終生飼養の努力義務が課せられており、愛玩動物に対する獣医療の需要は高いものと承知をいたしております。

なお、民間資格である認定動物看護師の登録者数は約二万三千名であり、毎年新たに二千名程度が試験に合格をしております。

国家資格化されることで、愛玩動物看護師が愛玩動物に関する十分な知識や技能を有し、その適正な飼養に関する専門家としての役割が明確になるというふうに考えております。また、愛玩動物看護師の活躍の場は、動物病院を主として、ペットショップ、教育機関など、多岐にわたることが期待をされております。さらに、今後、動物病院において安定した獣医療を提供するためには、愛玩動物看護師を含めた獣医療従事者の雇用条件が労働基準法等の雇用関係諸規定に対応して整備されることが重要であるとの指摘もあります。

このように、国家資格化されることで愛玩動物看護師全体の処遇の向上につながることが期待をされております。

愛玩動物看護師の業務のうち、診療の補助については、現行は獣医師以外に行うことができない業務であるが、この法律の施行後は愛玩動物看護

師の資格があれば行うことができることとなる業務でございます。

他方、入院動物の世話やその他の愛玩動物の看護や、愛玩動物の飼育者等に対する愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援については、愛玩動物看護師でなくても行うことができます。そのため、愛玩動物看護師の資格を有しない者であっても、それぞれの知識、経験を生かして、今後これらの業務に携わることができると考えております。

なお、国家試験を受けたい現在認定の方については、科目の一部免除など、経験に配慮した措置がとられるものと考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

では、国家試験について伺います。

試験の合格率はどのくらいを想定していますでしょうか。また、試験は、筆記試験のほか実技試験も行うのでしょうか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 愛玩動物看護師国家試験の試験内容については、この法律の施行後、政府において検討されることになると考えられます。よって、合格率についても現段階でお答えすることは困難であります。

なお、ほかの国家試験における直近の合格率は、獣医師国家試験が八二・六％、看護師国家試験が八九・三％となっており、現在、民間で実施されている動物看護師統一認定試験の直近の合格率は八六・五％となっております。

また、獣医師国家試験及び看護師国家試験については、筆記試験のみが行われ、実技試験は行われていないものと承知をいたしております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

獣医師の診療の補助を行うに当たっては、第四十一条で、「獣医師との緊密な連携を図り」とあります。緊密な連携とはどのようなことを言うのですか。

また、獣医師の指導の下に行うの指導の下とはどのような状態を言うのでしょうか。獣医師がその場にいる、若しくは、少なくとも同じ動物病院

内におり、何かあれば獣医師がいつでも対応できるという意味でしょうか。電話やSNS等での遠隔指導を受ける場合は含むのでしょうか、含まないのでしょうか。仮に遠隔指導が行えるのなら、獣医師のいない愛玩動物看護師さんだけの施設でも、例えばマイクロチップの挿入が診療の補助に当たるのなら挿入を行うことができることになりませんが、これも指導の下と言えるのでしょうか、教えてください。

○衆議院議員(生方幸夫君) 獣医師との緊密な連携とは、一般に、獣医師と愛玩動物看護師とが

各々の高い専門性を前提に目的と情報を共有し業務を分担しつつも、互いに連携、補完し合い、愛玩動物の状況に的確に対応した獣医療を提供する、いわゆるチーム医療の体制を構築することを指しております。

診療の補助の具体的な内容については、この法律の施行後、政府において検討されることになることと承知をいたしております。看護師が医師の指示の下に行う診療の補助の範囲については厚生労働省の医政局長通知等を通じて明らかにされているところ、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行う診療の補助についても同様の方法によりその範囲が明確にされていくというふうに考えております。

その上で、獣医師の指示が包括的なもので足りるのか具体的な指示が必要なのかについては、個々の行為の愛玩動物の身体への影響、難易度等が考慮されることを想定をいたしております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

先ほどもお話しございましたけれども、獣医療も、医療技術の進歩により、更に一層高度化していくと思われまします。チーム獣医療の必要性、重要性は愛玩動物だけでなく産業動物にもやはり当てはまるのではないかと思います。家畜も含め、人間に関する動物全体について、獣医療の高度化に踏まえてチーム獣医療を発展させることが国民の利益にかなうことと思えます。また、アニマルウェルフェアに配慮した動物管理の面も加味すべ

きと思いますが、動物看護師の今後について政府がどうお考えか、今後、産業動物などにも広げていくお考えがあるのか、農林水産省に伺いたいと思います。

○政府参考人(小川良介君) お答え申し上げます。

動物看護師の今後の検討でございますけれども、まず、愛玩動物と産業動物の獣医療の違いを考慮していくことが必要と考えてございます。

犬や猫といったペットの場合、飼い主が動物を診療施設に連れていきまして、獣医師と動物看護師によるチーム獣医療が行われているところでございます。

他方、牛、豚といった産業動物の場合は、飼い主が動物を診療施設に移動させるのではなく、いわゆる一頭の牛や豚ではございませんで、群れとしての、動物の群を診療することになります。

また、産業動物につきましては、例えば高病原性鳥インフルエンザや豚コレラなどのように感染力の強い家畜伝染病に感染した場合は、治療を行うのではなく、同居する家畜とともに処分を行うことになってまいります。このため、産業動物獣医師の業務は衛生管理に重点が置かれております。日常的には、その業務は畜主が衛生管理を担っているという現状でございます。

今後の検討に当たりましては、愛玩動物と産業動物における獣医療の違いや現場のニーズを踏まえていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮沢由佳君 時間となりましたので、愛玩動物看護師法案が成立することによって、愛玩動物の飼い主である国民が獣医療技術の進歩をより享受でき、また愛玩動物を通じて今より更に幸福になれるように期待したいと思えます。

提出の先生方、本日はありがとうございます。

○委員長(那谷屋正義君) この際、委員の異動に

ついて御報告いたします。

本日、佐藤信秋君が委員を辞任され、その補欠として徳茂雅之君が選任されました。

○武田良介君 日本共産党の武田良介です。

愛玩動物看護師法について質問をいたします。獣医療の現場について、公務員獣医師の方からも、またあるいは産業動物獣医師やられている方からもお話を聞いてまいりました。そのことを踏まえて質問させていただきたいというふうに思います。

まず、豚コレラの問題に関わって質問をいたします。

現在、豚コレラが大問題になっておりますが、この対応に当たられる公務員獣医師の方々、獣医師の偏在も存在する中で、公務員獣医師が足りないという現実があるというふうに思います。今回の法案を検討するに当たって、公務員獣医師の現場での獣医療についてはどんな獣医療が求められているのか、体制は十分なのか、あるいは処遇はどうなのか、こういった点で現地の実情をより深くつかむヒアリングや検討はなされたものなのでしょうか。発議者の方に伺います。

○衆議院議員(鬼木誠君) 御指摘のとおり、公務員獣医師の現場での獣医療において、その体制の在り方や処遇について課題があると承知しております。昨今の豚コレラ等、また家畜伝染病といった課題もございまして、公務員獣医師の仕事、役割の大切さも認識しているところでございます。

そうした中で、私の地元福岡県などでは独自の俸給表を作って獣医師の採用を力を入れておりまして、また、県によりましては、県庁入庁の年次ですね、年齢制限の引上げなどによってその採用拡大を努めているという状況もされているというところでございます。

今後、必要に応じて検討することになると考えております。以上です。

○武田良介君 今後必要に応じて検討ということでありましたが、直接関係ないというふうに思われるのかもしれませんが、皆さんもですね、思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、れども、小動物の分野では一定の獣医師の方がいらっしゃる、動物看護師の方もいらっしゃる一方で、産業動物、公務員獣医師の現場ではやっぱ偏在で足りないということが指摘をされ、福岡のような取組も私は伺っておりますけれども、そういうことも指摘されている。それだけに、総合的に、本法案を審議する上でも、獣医療の全体像、その実態をつかんでいくことが大切ではないかということを考えております。

私、長野県の担当者の方にお話を伺ってきました。この方はこちらん防疫員であられて、獣医師の免許も持たれている方々でありますけれども、豚コレラ発生の際のお話を伺ってまいりました。長野県で発生という事態を受けて、二十四時間以内の殺処分をしなければならぬということ、で、県職員の方、市町村職員の方、自衛隊の方々などとともに防疫員の方も現地に入つた。二十四時間以内の殺処分を終えて防疫員の方が引き揚げることになってから、その埋却だとか汚染物品の処理、消毒という作業を残った県や市町村の職員の方が当たられるということなんですけれども、専門的な知見が十分ないために混乱が生じた、作業が遅れたということをおっしゃっております。

つまり、防疫員の方だけではなくて、専門的知見を持った方がもっと現場に必要だということの証左だというふうに思うわけです。そうであるならば、公務員獣医師の現場の実態を踏まえた獣医療全体の体制強化についても議論がなされるべきではないかというふうに考えますけれども、発議者の方、いかがでしょうか。

○衆議院議員(高木美智代君) お答えいたします。御指摘のとおり、地方自治体の現場におきまして公務員獣医師の担う役割は大変大きなものがありまして、その数が不足しているのではないかと

いう指摘があることは承知をしております。そのため、県独自で公務員獣医師や産業動物の診療業務に従事する獣医師を志す学生や高校生に対して修学資金を貸与するなど、制度を設けている県もあると聞いております。承知しているだけで十九県でございます。

御指摘の課題の解決に向けまして、今後も議論を深める必要があると考えております。

○武田良介君 今日は農水副大臣にも来ていただきました。今紹介しました殺処分の際の話だけではなくて、捕獲された野生のイノシシが豚コレラに感染していないかどうかということについてこの防疫員の方が仕事に当たられている、こういうお話も聞いてまいりました。

イノシシが捕獲されると、防疫員の方が岐阜県との県境まで約二時間掛けて二名で現地に行くというところでした。非常に大切な仕事なんですけれども、それだけで一日が終わってしまうと。これまでの本来の防疫の仕事に加えて豚コレラの対応が入っているので非常に忙しいと。何より豚コレラの終息について先が見えないことが本当に怖いところだということをおっしゃっております。

今回のこの豚コレラの経験を踏まえて、今後更に求められてくる防疫措置、これをどう行うかということから考えても、やはり獣医療の体制、全体の体制の強化というところを行う必要があるのではないかとこのように考えますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(高島修一君) 武田委員にお答えをいたします。

豚コレラの防疫対策を始め、安全で良質な国産畜産物を安定的に国民に供給するためには家畜を健康な状態に保つことが重要であり、委員御指摘のとおり、公務員獣医師を含む産業動物獣医師の果たす役割は大きいものと承知をいたしております。

産業動物獣医師につきましては、地域によって

はその確保が困難なところがあるという状況であることから、まず産業動物獣医師への就業を志す獣医学生等に修学資金を貸与する地域への支援、それから獣医学生に対する臨床実習への参加の支援、そして中堅獣医師等の能力向上を目的とした臨床研修の実施への支援等の施策を実施しているところでございます。

このような施策の実施を通じて、産業動物獣医師の確保を図り、獣医療全体の体制強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田良介君 この獣医療全体の体制を強化していくということは非常に大事だと思うんですね。これまでも、口蹄疫だとか鳥インフルエンザとか重大な疾病、感染症などが発生した場合に、この防疫体制に支障を生じかねないということがこれまで指摘をされてきたところだというふうに思います。今回の愛玩動物看護師の議論と同時に、大局的に獣医療の現場の声や実情をよく捉えて、また獣医師の偏在という課題についても正確につかみながら対応していかなければならないというところを強調したいというふうに思います。

発議者の方に伺いたいと思うんですけれども、本法案は、現在の民間資格である認定動物看護師のうち、愛玩動物看護師の道に進む方のみを国家資格化するものであります。認定動物看護師の資格を持つて産業動物に進む動物看護師の方もいらっしゃる中で、愛玩動物の看護師に限っていくということになれば、愛玩動物看護師に進む方のみが増えるということにはならないのか、その偏在を生むということにはならないのか、伺いたいと思います。

○衆議院議員(小宮山泰子君) 御質問ありがとうございます。

産業動物については、畜産業者等が産業動物等の飼育に関して一定の知識、経験等を有していることが多いと考えられ、産業動物等の看護師についての具体的な要望は現時点では上がっていないと承知しております。この点においては偏在につながるとは考えておりませんが、委員御指摘

のまた産業動物の看護師に関しても、今後必要に応じて検討することになると承知しております。

○武田良介君 今後必要に応じて検討ということでありましたけれども、この産業動物の看護師自身はこれまでも求められてきた経過があるわけであります。

例えば、農水省が二〇一〇年八月に出されております獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針、この中で、例えば社会的ニーズの高まりという中で、小動物分野、産業動物分野等の獣医療の現場において、獣医師による高度かつ多様な診療技術の提供が求められており、このためには、獣医師と、動物看護職、検査技師、家畜人工授精師、解剖師等の獣医療に関わる他分野専門職との連携の必要性が高まっているということも指摘をされておりますし、それから、動物愛護法が二〇一二年に改正された際の附帯決議、これも、「将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと」というふうにあるわけであります。この指摘を踏まえた議論がなされていくべきだということを改めて強調したいというふうに思います。

この愛玩動物看護師というのは、先ほどもありましたように、ただ獣医師の方を助けるというだけではなくて、獣医療が高度化、多様化する中で、その診療現場でのチーム医療に役割を果たしていく大きな役割があるというふうに思っております。それだけに、動物看護師全体の処遇の改善も必要なのではないかというふうに思っております。

厚労省に最初に確認したいと思うんですが、衆議院の議論の中で、現在の動物看護師の収入や今後の処遇改善に関わる質問で農水省が答弁している中で、獣医師の給与については厚生労働省が行っております賃金構造基本統計調査で把握ができる、ただ、動物看護師については現在対象となっていないために統計的に把握できていない状況だという答弁がありました。

厚生労働省に確認したいと思うんですが、動物

看護師というのはこれ厚労省の賃金構造基本統計調査の対象と今度はなってくるのか、国家資格化されることによってなってくるのかどうか、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(土田浩史君) お答え申し上げます。

賃金構造基本統計調査におきます調査対象職種についてでございますけれども、まず統計法に基づきます統計基準であります日本標準職業分類での取扱いがどうなっているか、また国民全体の調査でございます国勢調査における取扱いがどうなっているか、また当該職種に従事する労働者の数、ポリウム、そして当該職種の賃金の把握に對するニーズの大きさ等を勘案いたしまして、適時見直しを行っていくことにしているところでございます。

したがいまして、愛玩動物看護師が国家資格になることをもって直ちにこの調査の対象となるというものではございませんが、統計基準でございます日本標準職業分類におきます当該職種の取扱いにつきまして注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○武田良介君 国家資格化をもつて直ちに統計で取るわけではないと。先ほどの答弁紹介した中にもあったように、現在でも特につかんでいるわけではなく、これからの、国家資格化する中で例えば給与がどうなるのかということが分かるわけではないということなんです。

環境省にもお伺いしたいと思います、衆議院の答弁の中で、処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知、認知度の向上、必要な環境整備をやっていくということも答弁されておりますけれども、これは動物看護師の処遇改善だとか賃金の引上げにつながっていくというふうに捉えていいんでしょうか。

○国務大臣(原田義昭君) 動物看護師の活躍はこれから本当に必要であろうと、今回の法律を成立を見まして、ますますそう認識するところであります。

ます。

国家資格取得者が従事する業務内容、勤務実態等については、関係団体の協力を得ましてこれから必要な情報の積極的把握に努めてまいりたいと、こういうふうにご考えております。

○武田良介君 処遇が改善されるという明確な答弁があるわけではなかったかというふうに思うんですが、なぜ聞かといえ、こういう動物病院で働かされている動物看護師の方々の処遇が必ずしも良くない、低賃金であるということも、そういう指摘をする声も私も聞いていますからであります。せっかく獣医療に関わっているからであります。せっかく獣医療に関わっているからであります。せっかく獣医療に関わっているからであります。せっかく獣医療に関わっているからであります。

これ、実態が分からないということなんですけれども、原田大臣にも伺いたいと思っておりますが、まず、この現在の認定動物看護師の処遇について実態を調査していく、これ必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(原田義昭君) 先ほど答弁いたしましたように、今度はいよいよ本格的な具体的内容、勤務実態等について、更にしっかりとした調査をして把握しなければならぬと思っております。当然、関係団体の御協力も得なきゃいけませんし、最終的に、今委員がお話になりましたように、その処遇の改善も含めて、また業界全体がそういういい方向に進むように、私どもも環境省として努力をしたいと、こう思っております。

○武田良介君 実態の調査を始めていくということと、前向きな答弁いただいたというふうに思います。

本当に、重ねてになりますが、強調したいのは、愛玩動物の看護師というだけではなくて、獣医療の全体像を本当に捉えて体制を強化していくための議論がなされなければならぬということと、私は本当に思っておりますし、そういった処遇の改善もなされて、社会的な地位の向上、やっぱこれが図られていくことが本当に大事だ

ということも強調して、質問を終わりたいというふうに思います。

○委員長(那谷屋正義君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

愛玩動物看護師法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(那谷屋正義君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、宮沢君から発言を求められておりますので、これを許します。宮沢由佳君。

○宮沢由佳君 私は、ただいま可決されました愛玩動物看護師法案に対し、自由民主党・国民の会、立憲民主党・民友会・希望の会、国民民主党・新緑風会、公明党及び日本維新の会、希望の党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

愛玩動物看護師法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要となる専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実を努めること。また、愛玩動物看護師資格取得後についても、現場での指導及び人材育成の充実に努めること。

二、国家試験の詳細及び実施までのスケジュールを広く国民に周知し、円滑な国家資格化への移行に努めること。また、現行の動物看護師等が愛玩動物看護師の受験資格を取得でき

るよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。

三、愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四、愛玩動物看護師の業務のうち、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助に関する業務は、獣医療関係者、動物愛護団体、消費者団体等、幅広く国民の理解を得られるよう慎重に検討すること。

五、動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努めること。特に、所管省庁である農林水産省と環境省は、それぞれの役割を明確にしつつ、十分な連携を図ること。

六、愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにならないよう、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

七、動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

八、小動物分野、産業動物分野、行政分野の獣医療の現場において、獣医療を担う獣医師の偏在問題が指摘されている。偏在問題の原因を分析するとともに、産業動物分野、行政分野における獣医療人材の育成、確保に関する検討を行い、その解消を図るための必要な対策を講ずること。

九、愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

十、本法律の施行後五年を目途として、本法律の施行の状況のほか、愛玩動物看護師等の資

質、処遇及び人材確保の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講ずること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(那谷屋正義君) ただいま宮沢君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(那谷屋正義君) 全会一致と認めます。よって、宮沢君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、原田環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。原田環境大臣。

○国務大臣(原田義昭君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしました。関係省庁とも連携を図りつつ努力してまいり所存でございます。

○委員長(那谷屋正義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(那谷屋正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十二分散会

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、放射能の除染と安全確保に政府が責任を負うことに関する請願(第二四四二号)

第二四四二号 令和元年六月五日受理
放射能の除染と安全確保に政府が責任を負うこと

に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩川内市 柏木敬作
外百六十四名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一一四号と同じである。

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、愛玩動物看護師法案(衆)

愛玩動物看護師法案

愛玩動物看護師法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条―第二十八条)

第三章 試験(第二十九条―第三十九条)

第四章 業務等(第四十条―第四十三条)

第五章 罰則(第四十四条―第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もって愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「愛玩動物」とは、獣医師法昭和二十四年法律第百八十六号第十七条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいう。

2 この法律において「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、診療の補助愛玩動物に対する診療(獣医師法第十七条に規定する診療をいう。)の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われるものをいう。以下同じ。及び疾病にかかり、又は負傷

した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者その他の者に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験(以下「試験」という。)に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許(第三十一条第三号を除き、以下「免許」という。)を受けなければならない。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、愛玩動物看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

三 心身の障害により愛玩動物看護師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令・環境省令で定めるもの

四 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

(愛玩動物看護師名簿)

第五条 農林水産省及び環境省にそれぞれ愛玩動物看護師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 免許は、試験に合格した者の申請により、愛玩動物看護師名簿に登録することによって行う。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を与えたときは、愛玩動物看護師免許証を交付する。

(意見の聴取)

第七条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許を申請した者について、第四条第三号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、農林水産大臣及び環境大臣の指定する職員

にその意見を聴取させなければならない。

(愛玩動物看護師名簿の訂正)

第八条 愛玩動物看護師は、愛玩動物看護師名簿に登録された免許に関する事項に変更があったときは、三十日以内に、当該事項の変更を農林水産大臣及び環境大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)

第九条 愛玩動物看護師が第四条各号のいずれかに該当するに至ったときは、農林水産大臣及び環境大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたときその他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第六条の規定を準用する。

(登録の消除)

第十条 農林水産大臣及び環境大臣は、免許がその効力を失つたときは、愛玩動物看護師名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 愛玩動物看護師免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第十三条 指定登録機関の役員の選任及び解任は、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第十五条第一項に規定

する登録事務規程に違反する行為をしたときは又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、農林水産大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(規定の適用等)

第十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条、第六条第二項、第九条第二項において準用する場合を含む)、第八条、第十条及び第十一条の規定の適用については、第五条中「農林水産省及び環境省にそれぞれ」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第八条及び第十条中「登録事務」とあるのは「前項の規定による登録をし

たときは、当該登録に係る者に愛玩動物看護師免許証明書」と、第八条及び第十条中「農林水産大臣及び環境大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一条中「愛玩動物看護師免許証」とあるのは「愛玩動物看護師免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、愛玩動物看護師名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は愛玩動物看護師免許証明書の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十一条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十七条 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十八条 指定登録機関は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で農林水産省令・環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

(監督命令)

第十九条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告)

第二十条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報

告をさせることができる。

(立入検査)

第二十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第二十二条 指定登録機関は、農林水産大臣及び環境大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十三条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第十二条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条第三項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二 第十三条第二項、第十五条第三項又は第十九条の規定による命令に違反したとき。

三 第十四条又は前条の規定に違反したとき。

四 第十五条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十四条 第十二条第一項、第十三条第一項、

第十四条第一項、第十五条第一項又は第二十二條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)

第二十五条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、農林水産大臣及び環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣及び環境大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

(農林水産大臣及び環境大臣による登録事務の実施等)

第二十六条 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関が第二十二條の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十七条 農林水産大臣及び環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十二條の規定による許可をしたとき。

三 第二十三條の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行つていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(農林水産省令・環境省令への委任)

第二十八条 この章に規定するもののほか、免許の申請、愛玩動物看護師名簿の登録、訂正及び消除、愛玩動物看護師免許証又は愛玩動物看護師免許証明書の交付、書換交付及び再交付、第二十六条第二項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第三章 試験

(試験)

第二十九条 試験は、愛玩動物看護師として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第三十条 試験は、毎年一回以上、農林水産大臣及び環境大臣が行う。

(受験資格)

第三十一条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目を修めて卒業した者

二 農林水産省令・環境省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定した愛玩動物看護師養成所において、三年以上愛玩動物看護師として必要な知識及び技能を修得した者

三 外国の第二条第二項に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で

愛玩動物看護師に係る農林水産大臣及び環境大臣の免許に相当する免許を受けた者で、農林水産大臣及び環境大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものであるもの

(試験の無効等)

第三十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第三十三条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第三十四条 農林水産大臣及び環境大臣は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、試験事務を行うものとする者の申請により行う。

(指定試験機関の愛玩動物看護師試験委員)

第三十五条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を愛玩動物看護師試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第三十八条において読み替えて準用する第十三条第二項及び第十七条において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定める要

件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、農林水産大臣及び環境大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

第三十六条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第三十七条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があったときは、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十二条及び第三十三条第一項の規定の適用については、第三十二条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第三十七条第一項」と、第三十三条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十三条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(運用)

第三十八条 第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十四条第二項の申請」と、第十三条第二項中「役員」と

あるのは「役員(試験委員を含む。)」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第十七条中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。)」と、第二十三条第二項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第三十五条」と、第二十四条第一項及び第二十七条第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

て準用する場合を含む。の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(試験の細目等)

第三十九条 この章に規定するもののほか、試験科目、第三十一条第二号の規定による愛玩動物看護師養成所の指定、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令・環境省令で定める。

第四章 業務等

(業務)

第四十条 愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

(獣医師との連携)

第四十一条 愛玩動物看護師は、その業務を行うに当たっては、獣医師との緊密な連携を図り、適正な獣医療の確保に努めなければならない。

(名称の使用制限)

第四十二条 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第四十四条 第十七条第一項(第三十八条にお

の名称を使用したもの

二 第四十二条の規定に違反して、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用した者

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条(第十八条及び第二十五条の規定を準用する部分を除く。及び第三十九条の規定並びに第四十四条、第四十五条及び第四十七条(第一号を除く。))の規定(指定試験機関に係る部分に限る。並びに附則第四条、第五条、第九条及び第十条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十一条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から五年を経過する日までに農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものの

二 第二十條(第三十八條において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二十一条第一項(第三十八条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第二十二條(第三十八條において準用する場合を含む。))の許可を受けずに登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

第四十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定により愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、愛玩動物看護師

助を除く。)に必要な知識及び技能を修得させる養成所であつて都道府県知事が指定したものである。この法律の施行の際現に当該知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行日以後に終えた者

二 愛玩動物看護師国家試験予備試験(以下「予備試験」という。)に合格した者

(予備試験)

第三条 農林水産大臣及び環境大臣は、試験を受けようとする者が第三十一条第一号又は第二号に掲げる者と同等の知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的として、施行日から五年を経過する日までの間、毎年一回以上、予備試験を行う。

2 予備試験は、第二条第二項に規定する業務(診療の補助を除く。)を五年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であつて、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができる。

3 第三十二条及び第三十三条の規定は、予備試験について準用する。

第四条 農林水産大臣及び環境大臣は、前条第一項の規定により予備試験を行う場合において、第三十四条第一項の規定により指定試験機関の指定をするときは、当該指定試験機関に、予備試験の実施に関する事務(次項及び次条において「予備試験事務」という。)を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定試験機関に予備試験事務を行わせる場合における第三十四条第二項、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十八条及び第四十四条から第四十七条までの規定の適用については、第三十四条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び附則第四条第一項に規定する予備試験事務(以下この章及び第五章において「予備試験事務」という。)」と、第三十五条第一項中「試験の」とあるのは

「試験及び愛玩動物看護師国家試験予備試験(以下この章において「予備試験」という。)」のと、第三十六条中「試験の」とあるのは「試験及び予備試験の」と、第三十七条第一項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「試験に」とあるのは「試験又は予備試験に」と、同条第二項中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「第三十三条第一項の規定」とあるのは「第三十三条の規定(附則第三条第三項において準用する場合を含む。)」と、「第三十二条第一項中」とあるのは「第三十二条第一項中「試験に」とあるのは「試験又は愛玩動物看護師国家試験予備試験(以下この条及び次条において「予備試験」という。)」に」と、「その試験」とあるのは「その試験又は予備試験」と、「前項又は第三十七条第一項」とあるのは「前項又は附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項」と、「第三十三条第一項中」とあるのは「第三十三条第一項中「試験又は予備試験」と、第三十三条第一項中「試験」とあるのは「試験又は予備試験」と」と、「と」とあるのは「と」と、同条第二項中「試験」とあるのは「試験又は予備試験」と」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する前項」と、第三十八条中「これらの規定」とあるのは「これらの規定(第十二条第三項第一号を除く。)」と、「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、「試験事務規程」とあるのは「試験及び予備試験事務規程」と、「同条第四項」とあるのは「同項第一号中」、「登録事務の実施」とあるのは「試験事務及び附則第四条第一項に規定する予備試験事務(以下この章において「予備試験事務」という。の実施と、「の登録事務」とあるのは「の試験事務及び予備試験事務」と、「登録事務の適正」とあるのは「試験事務及び予備試験事務の適正」と、同条第四項」と、「第三十五条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替

えて適用する第三十五条」と、第四十四条及び第四十五条中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」と、第四十六条中「第三十六条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十六条」と、第四十七条第一号及び第四号中「第三十八条」とあるのは「附則第四条第二項の規定により読み替えて適用する第三十八条」と、同号中「試験事務」とあるのは「試験事務及び予備試験事務」とする。

第五条 前二条に規定するもののほか、予備試験の試験科目及び受験手続、予備試験事務の引継ぎその他予備試験及び予備試験事務を行う指定試験機関に関し必要な事項は、農林水産省令

(二十の二) 愛玩動物看護師法(令和元年法律第

による愛玩動物看護師名簿にする登録

イ 愛玩動物看護師法第六条第一項(登録)の愛玩動物看護師の登録

ロ 登録事項の変更の登録

(農林水産省設置法の一部改正)

第九条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「獣医師及び」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二十二の二 獣医師に関すること。

二十二の三 愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

(環境省設置法の一部改正)

第十条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 愛玩動物看護師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

環境省令で定める。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用している者については、第四十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(試験及び予備試験の実施に関する特例)

第七条 第三十条及び附則第三条第一項の規定にかかわらず、施行日の属する年においては、試験及び予備試験を行わないことができる。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(二十)の次に次のように加える。

号	
登録件数	一件につき九千円
登録件数	一件につき千円

令和元年七月一日印刷

令和元年七月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C